

# 国民健康保険税のお知らせ

## ■令和4年度から国民健康保険税の賦課方式が変わります

県では、国民健康保険税の賦課方式を2方式に統一することを目指しています。城里町も県の運営方針に従い、令和4年度から所得割・均等割・平等割の「3方式」から、平等割を廃止し、簡潔公平な賦課方式である所得割・均等割の「2方式」へ変更となります。

### 国民健康保険税の内訳

国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分で構成され、これらを合わせてひとつの国民健康保険税として納めていただきます。

### 賦課方式の改正について

区 分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40～64歳の方)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 (前年の所得に対して 賦課される金額)	6.7%	6.7%	2.8%	2.8%	1.8%	1.8%
均等割 (被保険者1人あたりに 賦課される金額)	21,000円	21,000円	8,500円	8,500円	12,000円	12,000円
平等割 (世帯に賦課される金額)	21,000円	廃止	9,000円	廃止	—	—

※介護納付金分については、当初から2方式で賦課しているため変更はありません。

## ■令和4年度から未就学児の国民健康保険税が減額されます

令和4年度から、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児(6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方)に係る国民健康保険税の均等割額の2分の1が減額されます。対象者は自動的に減額措置を適用しますので、申請の必要はありません。

均等割額は、世帯の総所得金額等の合計に応じた軽減措置が適用されています。今回の減額措置は、未就学児の均等割額をさらに2分の1に減額するものです。

### 未就学児1人に係る均等割額の減額

所得軽減措置世帯	医療給付費分 (均等割：1人につき21,000円)		後期高齢者支援金分 (均等割：1人につき8,500円)	
	均等割額(所得軽減後)	減額後均等割額(5割)	均等割額(所得軽減後)	減額後均等割額(5割)
7割軽減世帯	6,300円	3,150円	2,550円	1,275円
5割軽減世帯	10,500円	5,250円	4,250円	2,125円
2割軽減世帯	16,800円	8,400円	6,800円	3,400円
軽減なし世帯	21,000円	10,500円	8,500円	4,250円

※所得が判明していない未申告世帯については、減額措置が適用されませんので必ず所得の申告を行ってください。

※未就学児が2人以上加入している場合は、税額端数処理のため、減額後均等割額が異なる場合があります。

問合せ 健康保険課 ☎029-288-3111(内線142)